

# 厚生委員会議案説明資料

令和5年6月29日

件名	頁
1 第96号議案 足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(衛 生 部)

# 第 9 6 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日からこども家庭庁が設置されたことにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。)が改正された。</p> <p>については、「障害者総合支援法」の引用条項の規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 改正を行う条例 足立区精神障がい者自立支援センター条例</p> <p>(2) 内容 「障害者総合支援法」の国の所管が、障害児に対する支援を担うこども家庭庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管となったことから、監督大臣名を「厚生労働大臣」から「主務大臣」に改正する。 また、「算出」から「算定」に文言修正も行う。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。</p>

足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区精神障がい者自立支援センター条例 平成9年10月28日条例第26号</p>	<p>○足立区精神障がい者自立支援センター条例 平成9年10月28日条例第26号</p>
<p>改正</p> <p>平成18年3月24日条例第34号 平成19年3月16日条例第22号 平成19年12月20日条例第61号 平成23年10月25日条例第43号 平成24年3月28日条例第22号 平成25年3月28日条例第25号 平成26年3月28日条例第28号 平成27年7月14日条例第56号 平成28年10月25日条例第51号 平成30年3月28日条例第14号</p> <p>足立区精神障害者地域生活支援センター条例を公布する。 足立区精神障がい者自立支援センター条例</p>	<p>改正</p> <p>平成18年3月24日条例第34号 平成19年3月16日条例第22号 平成19年12月20日条例第61号 平成23年10月25日条例第43号 平成24年3月28日条例第22号 平成25年3月28日条例第25号 平成26年3月28日条例第28号 平成27年7月14日条例第56号 平成28年10月25日条例第51号 平成30年3月28日条例第14号</p> <p>足立区精神障害者地域生活支援センター条例を公布する。 足立区精神障がい者自立支援センター条例</p>
<p>第1条から第7条まで（現行のとおり） （利用料金）</p>	<p>第1条から第7条まで（現行のとおり） （利用料金）</p>
<p>第8条 自立支援センターの各施設を利用するにあたっては、次に掲げる利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号、第2号及び第7号に規定する施設 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額</p> <p>(2) 第4条第1項第3号に規定する施設 無料</p> <p>(3) 第4条第1項第4号に規定する施設 無料</p> <p>(4) 第4条第1項第5号及び第6号に規定する施設 障害者総合支援法</p>	<p>第8条 自立支援センターの各施設を利用するにあたっては、次に掲げる利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号、第2号及び第7号に規定する施設 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 第4条第1項第3号に規定する施設 無料</p> <p>(3) 第4条第1項第4号に規定する施設 無料</p> <p>(4) 第4条第1項第5号及び第6号に規定する施設 障害者総合支援法</p>

改正前	改正後
<p>第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条から第17条まで (現行のとおり)</p>	<p>第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条から第17条まで (現行のとおり)</p> <p>付 則 (令和5年●月●●日条例第●●号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区精神障がい者自立支援センター条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。</p>